力熊本県公報

第 1 1 5 0 2 号 平成 19 年 1 月 17 日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	一	•	亦																											
Ö	指定	居:	宅サ	— }	ごス	事	業	所(の指	定													(清	5 齢	者	支	援	総当	图)	1
\circ	بار جاء	"	 ∧	<i>⇒#:</i> –	— 1225	#	ᄱᄼ		¬ 11-	جئر ہ													(")	1
\lesssim	指定 熊本	店	七介	きだった	文 援	争っ	美って こ	別の	ル 指 	i正													(,	管	"	財	∌	<i>)</i> 果)	2 2
\sim	_既 本 指定	· 异 /	」 古 セ サ	_ 1	史川	車	森:	电 > 託 <i>(</i>	とに	· 🛨													(達	1. 华						2
\sim	1H YE	.)白 · 川	モッ	,	- ^	7	*	//I V	\(\sigma\) 1 ⊟														(1] 图[111	又: !!	1反 /	ויטי ב	E))	3
ŏ	介護	老	人保	健力	布設	· の	開	設言	午 可	ſ													(,,)	3
	道路																							((道)	路	保:	全割	果ĺ	3
Ō		"																						٠. (")	3
	道路																							٠. (")	4
0	字の	_	-		更																			((市)	町	村	総当	图)	4
$\overline{}$	公		告		ب ج	411	5 4 -) - I	⊭ ∽	: ,		111	17	44	- 7	. 4	MT 4.	. T. 4	75 6	- -=	1 ///	. 2.	,>	⊕						
	大規意見		小元	店音	用业	地	法	にせ	と ン	, <	油	Ш	۲	对 9) 6	о Ш	四」个	」汉	O 1:	Ł Þ	、寺	7)7	5		- 27.	_	$\pi h \stackrel{!}{\sim}$	学 計	# /	_
	总足道路		位 署	指言	₩																			((商)		叹 築		ポノ 果)	5 5
$\tilde{0}$	足四	וו	<u> </u>	111 \	<u> </u>																				<u> </u>		** "	μ	()	6
ŏ		"																						(<u> </u>		<i>"</i>)	6
Ŏ	熊本	県	宁 舎	でも	更 用	す	る	電気	₹															(管		財		果ĺ	6
Ó	熊本	県	観光	素材	才集	作	成	事美	業 委	託																物	産			8
0	開発			• •																				(建	1	築	記	果)	9
\sim	登		載	依.	頼)I	H+			7/.		44. 0	~ <i>F</i>	+ TL	k*		-				/ NE	a W		rini .	工.	_ /		
\sim	政治		金 規	止光	去 (/)	規	疋	にき	垦 ン) <	以	冶	团	体 (ソネ	分称	等 ()公	表⋯				(廷	至	官		妥.	貝分	₹)	9
\sim		"																					(// //)	11 15
8		"																					(" ")	17
ŏ		"																					ì			,,)	19
ŏ		"																					(<i>,,</i>)	21
Ŏ	熊本	県	教育	委員	員会	の	所?	管り	こ属	す	る	高	度	情幸	長化	<u>く</u> の	推進	医及	びョ	11000000000000000000000000000000000000	計	算	機	等						_
	の管																							((教	育	政	策訓	果)	23

告 示

熊本県告示第39号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
サンライズ楠野	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 1 月 1 日
熊本市楠野町 1069 番地 1		

熊本県告示第 40 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
サンライズ楠野	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 1 月 1 日
熊本市楠野町 1069 番地 1		

熊本県告示第 41 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
しもだ介護サービス玉名	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日
玉名市小野尻 333 番地 1		

熊本県告示第 42 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
 - 熊本県庁舎で使用する電気 12,295,000 キロワット時
- 2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を 有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査をうけ、入札参加資格を得ること。

- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 1 月 17 日 (水) から平成 19 年 2 月 8 日 (木) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。

熊本県告示第 43 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日
玉名市小野尻 333 番地 1		

熊本県告示第 44 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
しもだ介護サービス玉名	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日
玉名市小野尻 333 番地 1		

熊本県告示第 45 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設有隣	医療法人	平成 19 年 1 月 5 日
合志市野々島東原 4414 番地 17	慈愛会	

熊本県告示第 46 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方	益城矢部	上益城郡益城町大字福原字榎町 543 番 1 地先から	前	4.4 ~ 10.0	146.0	やさ道交
道	線	同町大字福原字天神免	後	5.8 ~	146.0	1 地
		527番3地先まで		18.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県告示第 47 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 路線名 類	区域を変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	宇城市小川町南海東字水口		5.0 ~ 14.2	548.1	

主要 地方 道	小川泉線	384 番 1 地先から	前	8.6 ~ 72.2	448.0	旧道移管
		同町南海東字今村	後	8.6	448.0	
		501番2地先まで	区	72.2	446.0	

2 区域を変更する期日 平成19年1月17日

熊本県告示第 48 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地字宮園 420番2地先から 同 所 449番9地先まで	140.0	緊急地方 道路受託 合併工事

2 供用を開始する期日 平成19年1月17日

熊本県告示第 49 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨、南関町長から届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の大字	変更後の字
豊永	八貫水	12 Ø 8、12 Ø 15	豊永	菰ヶ浦
豊永	鬼次郎	176 の一部、177 の一部及びこれらの区	豊永	菰ヶ浦
		域に隣接介在する道路、水路である公有		
		地の全部並びに 182 の 1 に隣接する道路		
		である公有地の全部		
豊永	小 萩	402 の 3 の一部	豊永	大 床
豊 永	伏 塚	584の1の一部及びこの区域に隣接する	豊永	坂 口
		道路である公有地の全部		
豊 永	坂 口	689 から 691 までの各一部、697 の 4	豊永	伏 塚
豊永	市木	706の1の一部	豊永	小 萩
豊永	小 萩	字市木 706 の 1 に隣接する水路である公	豊永	市 木
		有地の一部		
豊永	白早稲	793 及びこの区域に隣接する道路である	豊永	市 木
		公有地の全部		
豊永	邉保山	1389 の 1、1389 の 2、1390 の一部及び	豊永	白早稲
		これらの区域に隣接介在する道路である		
		公有地の全部		

豊永	邉保山	1464 の 2、1467 の一部、1472、1475 及 びこれらの区域に隣接介在する水路であ る公有地の全部	豊	永	鬼次郎
豊永	五反田	1476、1477 の一部、1478 の一部、1492 の一部及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である公有地の全部	豊	永	鬼次郎
豊永	東原	1680 の 2、1680 の 3、1682 の 1 の一部、 1682 の 2 の一部、1682 の 3、1682 の 4、 1682 の 5 の一部、1682 の 6 及びこれら の区域に隣接介在する道路、水路である 公有地の全部	豊	永	柴ヶ浦
豊永	柴ヶ浦	1686の2の一部、1686の5の一部	豊	永	東原
下坂下	永 尾	1399 及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、並びに 1385 の 1 に隣接する道路である公有地の全部並びに 1385 の 2 に隣接する水路である公有地の全部	豊	永	伏 塚
下坂下	月ノ浦	1400 の 1、1401 の 6 及びこれらの区域 に介在する水路である公有地の全部	豊	永	日懸

公 告

熊本県公告第51号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8月7日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により美里町から意見書の提出 があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦 覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ロッキー美里町店

下益城郡美里町馬場字臼杵 768 ほか

- 市町村意見の概要
 - 地域の連携、融和を図り、地域と密着した事業を展開してもらうため法7条に基 (1)づき、特に周辺地域の嘱託員、住民に対し十分な説明を行い、周辺地域の生活環境 保持に関する要望等については誠意ある対応をお願いする。
 - 国道 218 号沿いであり、また交差点の近くでもあることから、出入する際の事故防止には十分注意し、必要であれば適切に交通整理員の配置等対策を講じること。 また、宇城市方面からの右折車両による交通渋滞の緩和対策を講じること。 出入する際の事故
 - 夜間までの営業時間のため、若者の非行の場とならないよう、十分に対処するこ また、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じること。
 - 農地法第5条の規定による許可申請書(平成17年12月9日)受付分については、今 回届けられている第2駐車場及び従業員駐車場予定地分が申請されていないため、 早急に対処すること。

また、第2駐車場へは水路及び里道を横断するよう橋の計画があるが、町建設課 と協議し許可等の手続きが必要となるので早急に対応すること。

- アイドリングストップ等の看板を設置し、地球温暖化防止等に配慮すること。 商工会と連携を図り、商工会が行うイベント等には積極的に協力すること。 (5)
- (6)
- (7)地元雇用に配慮するとともに、地域の活性化に資するよう努力すること。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課

平成 19 年 1 月 17 日から平成 19 年 2 月 17 日まで

熊本県公告第52号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 菊池郡大津町大字大津 691 番地 8 築造者の住所
- 2 築造者の氏名 松永雄一
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字西弥護免414番3及び同415番9
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 71.52 メートル 5 道路の延長
- 指定年月日 平成 18 年 12 月 27 日 6
- 指定番号 菊池景建第52号

熊本県公告第53号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 谷 義 子 潮

- 築造者の住所 上益城郡御船町大字高木 4642 番地
- 築造者の氏名 堀田壽惠 2
- 道路の位置 上益城郡御船町大字高木字東村下 4553 番 3 及び同 4553 番 4 3
- 4 道路の幅員 4.51 メートル
- 5 道路の延長
- 29.00 メートル 平成 18 年 12 月 27 日 指定年月日
- 指定番号 上益城景建第33号

熊本県公告第54号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置の 指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字岩野 266 番地 18
- 合資会社ニューエリア 2 築造者の氏名
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字木留字三角 157番 3、同 157番 4、同 160番 1、同 174 番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.40 メートルまで
- 5 道路の延長 107.15 メートル
- 指定年月日 平成 18 年 12 月 28 日
- 指定番号 鹿本企調第 41 号

熊本県公告第55号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 17 日

潮 谷 義 子 熊本県知事

- 競争入札に付する事項
 - (1)調達物品及び予定数量

熊本県庁舎で使用する電気 12,295,000 キロワット時

(2)調達物品の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3)使用期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

- 使用場所 (4)
- 熊本県庁舎
- 契約の種類 (5)単価契約
- (6) 入札方法

入札金額は、使用期間における電気料金の総額とする。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

- 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品の購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「物品(8)電力・燃料類①電力」に登録されたものであること。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。

なお、特定規模電気事業者は、特定規模電気事業者としての届出書の写しを 4 の(2)のアの期間中に、3 に記載の場所に提出し、確認を受けること。

- (3) 平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで) において、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が○・五五五 (キログラム/キロワット時) 未満であること。
- (4) 会社更生法(平成 14年法律第 154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて いること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者 又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けて いること。
- (6) 4の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所

熊本県総務部管財課施設係(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096-333-2089

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称 3に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

平成19年1月17日 (水)から平成19年2月28日 (水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 交付場所

3に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

平成19年3月1日(木)午前11時

イ 場所

熊本県庁行政棟本館13階管財課分室2

(4) 入札書の提出方法

4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成 19年2月28日 (水)までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。)すること。

- 5 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を4 の(3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入

2以上の意思表示をした入札

民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札

その他入札に関する条件に違反した入札

(4)落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。 最低制限価格

契約の締結 (6)

契約書作成の要否

1 契約の締結期限

落札者決定の目から14日以内とする。

ゥ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。

※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものと する。

(7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。

契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する 事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、こ れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を 履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。

その他詳細は、入札説明書による。

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け (9) る。

Summary

Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity about 12,295,000kwh(kilowatt-hour) to be used in Main and New buildings of the Kumamoto Prefectural Government Office

(2)The term of a contract

From April 1,2007 to March 31,2008

(3)Date and place of tender

March 1 2007,11:00a.m.

Property Management Division Auxiliary Room 2

(13th floor of prefectural Government Office Main Building)

(4)Deadline for submitting tender by mail

February 28,2007

(5)Language and currency to be used for tender

Japanese language and Japanese currency only

Name of the department concerned with this contract

Property Management Division

Kumamoto Prefectural Government Office

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto City, ₹ 862 - 8570

Phone: 096 - 333 - 2089

熊本県公告第56号

熊本県が観光宣伝を行うために必要となる県内の観光素材を集約した「熊本県観光素材 集」の作成を予定しているので、当該素材集の作成に係る提案資料等を募集する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 義 子 谷

委託業務概要

(1)名称

熊本県観光素材集作成事業委託業務

(2)

熊本県が観光宣伝を行うために必要となる「熊本県観光素材集」の作成について 委託する。

提案資料等の内容

提案資料等に記載する内容については、「熊本県観光素材集作成事業企画提案実施要 領」において明示する。

3 委託期間

契約日から平成 19年3月29日まで

提案参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関 する要綱(平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。)による審査のう え、有資格者として営業種目広報・広告業務(取扱業種01企画・製作)に登録され た者であること。
- (2) 観光情報の収集・調査経験を有すること。 (3) 行政・民間企業が行う観光パンフレット等の作成経験を有すること。
- 提案資料の提出期限
 - (1) 受付期限 平成19年1月26日(金曜)午後5時(郵送による場合は必着のこと。)
 - 受付場所 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 商工観光労働部観光物産 総室 (電話番号 096-333-2335)
- 説明書の交付等

この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県観光素材 集作成事業企画提案実施要領」を交付する。

- (1) 交付期限 平成 19年1月25日(木曜)午後5時
- 交付場所 5の(2)に同じ。 (2)
- この業務委託の詳細は、「熊本県観光素材集作成事業委託仕様書」による。
- その他

この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、 業務委託するものとする。

熊本県公告第57号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、 同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池市野間口字木ノ本 560 番 1、同 561 番 1、同 563 番 4、同 565 番 1、同 569 番 1、同 569番2、同568番1、同572番1並びに里道及び水路の一部

12,811.32 平方メートル

開発許可を受けた者の住所及び氏名

玉名市繁根木 131 番地 1

司観光開発株式会社

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項による政治団体の設立の届出が あったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 尾 眏

政治団体の公務	代表者氏名	会計費任者氏名	当たる事務 所の所在地	備
5田一曲後獨会	琳	政臣	磨郡あさぎり町須恵5871番	の他の政
2000年,1000年,	.	万川 政印	歴觀おおぎり町須恵5871	の街の桜
《一人》为了有了之人。对 第节步办学医务士回卡登		10	当85条11日工工運費金	トの他の政治団体
wife Management Articles これらかましたのよう。 彼木が倒えるこれでもが終り 一緒にしる PELL が単いてきたまた。 徳木が倒える	{∲	(太市時間一十日 1 1 - 7	の他の政治
0 4 6 C T C	⟨£	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	大切武士 三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	の毎の政治
、ヨトップンの次は、民共和治の政人	5 #	スプ ボジーサント 鬼ン	衛井字外近5.1	の街の政治
<u></u>	₩	1 \ ‡	台等及所有限数人工学家 大被费用存置 大學 下補田	の毎の根池
首の可欠対け上げる。これの語人	O 1		東後に 1777 - 18日1999 末代野ケ鹿3017	の毎の政治
一个气がファンの夜ばた一体にかっている。	ディー を 配田 を を	★ 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	が活躍、関のの人間を対して、	トの他の政治団会
七张王丑() O \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	7 18	*************************************	オイジー・ラー・ター	その他の政治団体
午ごののへつ シェンジカ サホレ牛活光ネットレーク・栃木			一一口 6 琳 9 年	の缶の政治
その11年12日イン・/ / 派子行会占条連合	羅	1	小三数2	の他の政治
ころうでがくたちとおおかの場	3 14			の街の政治
及び中点値が設 弃 七郎 夕智 チャナ ベムヘ だの 今	中間 一個十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	藤木 東子	熊本市中山2-1-1 白山ビル2下	の他の政治
日子ならは一つであった。または日本中では一つでは、これの一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	'n			—————————————————————————————————————
日とよう。ユニストラケナを選手を集合	囲		人吉市富ケ尾町	Θ,
本一百份舉令			熊本市九品寺も丁目6-63-1108	の街の政治
建 一			馬	の街の政治
中々しおよ後継令	華田 華一			40色の改治団体
くりん な			1 久米	の街の政治
うやたけ子の元気勇気やる気を支援する会			J下宮地 4 2	の衙の政治
	西井 辰郎		日3-	のあの政治
町が良くする会			上東	の街の政治
田令女後聯会			吉町11-1	トの他の政治団体
「一大人の一世を見る」という。			天草市魚薫町1636	の街の政治
にひかせ、吹ぎみ 田暦後春会	三 田田 田田	布田 理恵	E 久礼2385—	の他の政治
用语的治路洛研究会			E久礼	トの他の政治団体
日言が言言できない。			 	トの他の政治団体
4		植原 降業	代市織町目洲 122	の他の政治
,		P	8 2	
なごびが対対している。		松尾 幸間	磨郡錦町大字木上南	の街の政治団
11:00		• [C - 1.14 E-1.	11日

/sta						_
能太具	强孕管	世本首	9 年	っ 第	5	늗

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成19年1月17日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異事事項
いせりせいご後援会	事務所の所在地 阿蘇市永草 1585 阿森朝昭蘇町大党寺苗 1585
いせりせいご後援会	な光な光が上が上です。女光七世
いせりせいご後援会	会計責任者権从 (7.3) 会計責任者権権 (1.4) 地址 (1.4)
上田やすひろ後援会	- 佐本 幸
大森男後援会	1.00 m 1 - 4 4 m 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
金子恭之八代後費会	6 1 1
金子恭之八代後獨会	710
熊本県商工政治連盟	会計責任者 西村 開制
熊本県農村振興政治連盟	東務所の所在地 熊木市尾ノは丁目19番4号 藤木井町 藤木井町町 1 1 1 1 1 1 1 1 1
熊本県電工政治連盟	森 本 本 本 本 本 本 本 本 本
公明党熊本第四級支部	17 新聞別 明田別
公明党熊本第四級支部	大工打口备~~~ 1 / 1 / 2 / 1 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3
公明党熊本第四級支部	全計 責任者 江麓 高保 法十二进
幸山政史後援会	事務所の所在地 熊本市貢町38番地1 本本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
小杉直後援会	2 - 4 9 - 1 1 - 大土和角に 7.7
小谷邦治後援会 (日輪同志会)	(第17年) (第17年) (第18年) (
小谷邦治後援会 (日輪同志会)	#
佐藤達三後援会	##K
佐藤達三の会	##X
佐藤まさし後援会	名
汐田安徳後援会	చ
島津勇典後援会	**************************************
島津勇典後援会	(大)
新政会	パープ 公橋町大野210 お幼棒町が縁 4.3
位中医士护语木木对	4 C

政治団体の名称	瀬 事 通 世 世 世 世 世 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	
自由民主党坂本支部		
自由民主党坂本支部	(神田)	
自由民主党玉名市支部	元人 四二二十二 五二二十二 五十二 五十二	
自由民主党玉名市支部	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
自由民主党玉名市支部	元 医 医	
杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	の本 選表 放治団体の名称 杉田ますゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	
杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	不与氏士教育政府建筑 事務所の所在地 天神市志林町野係3390-12 土 第十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	
正義会	2	
正義会	事務所の所在地 下盆城郡城南町坂野 2 0 4 3 1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	
正義会	G D	
正義会	会計 實任者 石崎 正治	
全国社会保険推進連盟熊本支部	- Z - H	
全日本不動産政治連盟熊本県本部	藤本市政権関第3-8-1 事務所の所在地 熊本市が創事6丁目43-13 株十十十部十の123-13	
竹皜一成後寢会	 - 	
田崎みのる後援会	+石 人人 人人 一般 日本なる 田本なの名称 田本なの名後 機会 日本なる 日本なる 日本なる 日本なる 日本なる 日本なる 日本なる 日本なる	
田崎みのる後援会	日国称汉波尔 代 表 者田中衛光 七十四 〈赤	
電気連合熊本政治活動委員会	11 E	
西川裕後援会	会計 責任者 石田 恒線 会計 責任者 石田 恒線	
橋口海平後蹬会	マー・10 8 0 一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
備口掏平後搜会	D	
林田たけし後援会		
早田順一後援会		
福島かずとし後援会	o o	
船田直大後援会	- 事務所の所在地 天華市東町7 - 1 - 本部・大学・大学・大学・大学・大学・大学・ 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
\(\text{A}\) 用直大後聯会	7 - 1 6	

政治団体の名称	異動事項	操 巴
満永としひろ後援会	会計責任者	無人 大陸 一世 二塔
宫本勝彬後援会	事務所の所在地	水保市浜町 1 丁目 8 - 3 2 水保市式管町 2 丁目 8 3 番地 5
宮木孝一後援会	事務所の所在地	地 玉名市岱明町英田 3 2 0 工名市岱明町英田 3 2 0 工名部岱明町大字英田 3 2 0
民主党熊本県第2区総支部	会計實任者	清藤 啓 古坊 羊枝子
迎 五男後援会	代表者	上海一群。 西场一文推
MELON熊本社会活動委員会	会計責任者	中令、夏弥林木、光德
吉田正後援会	代表者	古田 正 田川 一間

							_
能太具	選挙管	7 押 丞	吕 仝	: 生	示策	A	무

照本県選挙官理委員会告示第6号 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散 の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成19年1月17日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾 映 二

安治田 许 6 夕 雅	十たる事務所の所在地	解散した年月日
文 コーゴーチンコー 番目体 超人	a	平成 18/12/24
先即14.7000000000000000000000000000000000000		平成 18/11/22
自电声改变	太市梶屋町 1 1 7 7 - 3 3	平成 18/12/09
田竹靶饭饭城城事业务超	Tributation 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成 18/12/25
月杏饭饭	4.托人福里9.7	平成 18/10/20
高郎一家家房 いっちょうしくし女師加えと何れ出る	计表数表 化甲六丁	平成 18/11/01
しかたびナジガガガガンの対かえるのでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに		平成 18/12/27
友/有 晶 纹 漢	Mension 1/1/17	18/15/
の代の河	- 1 1 - 2 mxtin	11/01
用たけし後援	本压陷上时	/II/8I X
1. カンド鉄谷海人	星北海	平成 18/09/04
いむこれ数数日子を開発しまれた。	大陆整件田町田 177	平成 18/10/31

熊本県	選挙管	5 理 季	: 昌 会	告示	笋 :	7 문
※※ 午 ホ	左 于 6	3 TE 32	95		· 273	

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の 指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾映二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
	町村長	中一典政治経済研	さぎり町須恵5871	-
俥	県議	日悟政治経済研究会	陽町津久礼2385-5	田田
勝範	羅上	俣川勝範後援会	2 - 3	保川 勝範
河田	県護	田忠道後援	律町庫内19	Ħ

熊本県選挙管理委員会告示第 8 号 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾映

資金管理団体の届出事項の 異動の届出をした者の氏名	「項の 公職の種類)氏名	資金管理団体の名称	異動事項	秦 巴
	市議	大森男後援会	事務所の所在地	市京町2-1-44
切通 英博	市議	新政会	事務所の所在地	本市京町本丁6-6-5 市松橋町大野210-6
杉田 正幸	搬	杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	政治団体の名称	字城市松橋町松橋432-2 杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会 天直民士教育矽治油明

熊本県	選挙管	理季	日 会	生 示	· 笋 o	무
咒爷不	远于 6	一生女	ᆽᄑ		777 3	

政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 岩 尾映二

金管理	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
をした者の氏				
自博	鱳	明後援	荒尾市下井手1094-1	車回
高瀬 清寿	海	高瀬清春後梅会	吉市富ケ尾町1	高瀬 清春
拉	***	一条路	市石権町	路 審

熊本県教育委員会訓令第1号

本 庁 各 課 各地方機関 各県立学校

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように定める。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育委員会の所管業務についての高度情報化の総合的かつ計画的な 推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに 情報セキュリティ対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機、ネットワーク及び情報システムの開発・導入・運用管理)

- 第2条 各課長、各地方機関長及び各県立学校長(以下「所属の長」という。)は、次の 各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめその内容を教育政策課長を通じて情報 企画課長に協議しなければならない。
 - (1) 電子計算機を導入し、変更し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 情報システムの開発、変更及び維持管理並びにデータの処理の全部又は一部を外 部に委託する場合
 - (3) 上記(1)又は(2)の検討を開始する場合
 - (4) その他情報化の推進に当たり必要がある場合
- 2 所属の長は、情報システムの開発、運用及び管理が効率的かつ適正に進捗するよう、 熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(以下「知事部局規程」 という。)第7条第3項の規定に基づき別途定められるところに則り、その体制を整備 しなければならない。
- 3 所属の長は、その所管に属する電子計算機、ネットワーク及び情報システムを効率的かつ適正に運用し、又は管理しなければならない。 (情報セキュリティ対策)
- 第3条 教育長は、県立学校における電子情報保全に関するガイドラインの策定その他の データの漏えい、滅失、き損等を防止し、データを保護するために必要な措置を講 じるものとし、職員はこれらの措置に従うものとする。

(情報システムの評価等)

- 第4条 教育長は、その所管に属する情報システムの企画、開発及び運用に係る効率性、 信頼性及び安全性について、知事部局規程第9条第1項の規定に基づき別途定められるところに則り評価を行うものとする。
- (指導、助言) 第5条 教育長又は所属の長は、第1条に掲げる業務を適正に進めるために必要があると 認めるときは、地域振興部長又は情報企画課長の指導又は助言を求めるものとする。 (知事部局との連携)
- 第6条 教育長は、次の事項に関して知事部局と連携し協力する。
 - (1) 知事部局規程第3条の規定に基づく熊本県高度情報化推進本部の設置
 - (2) 同規程第4条及び第5条の規定に基づく計画の策定
 - (3) 同規程第9条第1項の規程に基づく地域振興部長への情報システム評価結果の報告
 - (4) 同規程第 10条の規定に基づき地域振興部長が求める報告又は調査 (定義)
- 第7条 この規程の用語の定義は、知事部局規程の例による。 (雑則)
- 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
 - この訓令は、平成 19 年 1 月 17 日から施行し、平成 18 年 12 月 22 日から適用する。